

# 令和4年第5回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年5月20日（金） 午前10時00分～  
早良区役所 中会議室

## 議 題

### 1 議 案

- |        |                                                         |         |
|--------|---------------------------------------------------------|---------|
| 議案第9号  | 選挙人名簿から抹消する者について                                        | ・・・P. 1 |
| 議案第10号 | 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について                                    | ・・・P. 3 |
| 議案第11号 | 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について                                  | ・・・P. 6 |
| 議案第12号 | 福岡市協山財産区議会議員一般選挙の投票区の廃止について                             | ・・・P. 7 |
| 議案第13号 | 福岡市協山財産区議会議員選挙における公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程の全部改正について | ・・・P. 9 |

### 2 そ の 他

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| ・福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の推薦について | ・・・P. 10 |
| ・今後の委員会開催予定について            | ・・・P. 10 |

## 議案第9号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会  
委員長 中 邨 勝

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 471 人     |
|   | 内訳        |           |
|   | 死亡者       | 177 人     |
|   | 市外転出者     | 294 人     |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年5月20日 |

---

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

**公職選挙法第28条** 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

( 参 考 )

1 死亡者

令和4年4月1日から令和4年4月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和3年12月1日から令和3年12月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

| 区分 | 男   | 女   | 計   |
|----|-----|-----|-----|
| 死亡 | 92  | 85  | 177 |
| 転出 | 147 | 147 | 294 |
| 誤載 | 0   | 0   | 0   |
| 合計 | 239 | 232 | 471 |

## 議案第 10 号

### 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における早良区選挙人名簿の抄本の閲覧状況(総務省令で定めるものを除く。)を次のように公表する。

令和4年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 中 邨 勝

| 閲覧の年月日                 | 申出者の氏名等                                                           | 利用目的の概要                      | 閲覧に係る選挙人の範囲                                                                   |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年7月9日               | 中山 郁美                                                             | 政治活動                         | 藤崎、昭代、高取及び祖原                                                                  |
| 令和3年7月19日<br>令和3年7月20日 | 株式会社 プリミティブ・ドライブ<br>代表取締役 徳永 眞木子<br>福岡市中央区大名二丁目8番18号<br>天神パークビル7階 | 福岡県における人権問題に関する県民意識調査の対象者抽出  | 室見第二投票区、原団地投票区、室見団地投票区、有住投票区、有田第二投票区、原西第二投票区、飯倉中央投票区、干隈投票区、星の原投票区及び入部投票区の200人 |
| 令和3年7月30日              | 中山 郁美                                                             | 政治活動                         | 祖原、室見、百道及び百道浜                                                                 |
| 令和3年8月17日              | 中山 郁美                                                             | 政治活動                         | 弥生、百道、西新五丁目及び藤崎                                                               |
| 令和3年9月3日               | 株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所<br>所長 林 雅保<br>福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階  | 福岡県民ニーズ調査の対象者抽出              | 高取二丁目、百道浜三丁目、賀茂一丁目、田村三丁目、梅林七丁目、小田部三丁目及び重留七丁目の70人                              |
| 令和3年9月22日              | 一般社団法人 共同通信社<br>社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋一丁目7番1号                        | 日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出      | 小田部投票区、飯原第一投票区及び干隈投票区の36人                                                     |
| 令和3年11月18日             | 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役 杉原 領治<br>東京都墨田区江東橋四丁目26番5号               | 嗜好品と社会的意識及び行動の変化に関する調査の対象者抽出 | 室見五丁目、荒江三丁目及び小田部一丁目の18人(20歳から69歳までの人)                                         |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項による。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

**公職選挙法第28条の2** 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

|                             |                                                  |                                                           |
|-----------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認 | 選挙人                                              | 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人                                      |
| 政治活動（選挙運動を含む。）              | 公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。） | 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者                 |
|                             | 政党その他の政治団体                                       | 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの |

(一部省略)

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

**公職選挙法第28条の3** 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項前段に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- (1) 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- (2) 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- (3) 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

(一部省略)

(参考)

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

**公職選挙法第28条の4第7項**

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第28条の2第1項及び前条第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

**公職選挙法施行規則第3条の4** 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

**2** 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 閲覧の年月日

(2) 閲覧に係る選挙人の範囲

(3) 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

## 議案第11号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和4年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会  
委員長 中 邨 勝

---

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項、第28条の3第1項及び同法施行規則第3条の4第1項の規定による。

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

**公職選挙法第30条の12** 第28条の2から第28条の4までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

## 議案第12号

### 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の投票区の廃止について

公職選挙法第17条第2項及び第268条の規定により、福岡市脇山財産区の選挙の区域を分けて設けた福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の投票区を廃止し、告示する。

なお、福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票区の設置の告示（平成3年福市早選告示第38号）は、廃止する。

令和4年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 中 邨 勝

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第17条第2項及び第268条の規定による。

（投票区）

**公職選挙法第17条** 投票区は、市町村の区域による。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（財産区の特例）

**公職選挙法第268条** 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。

（参考）

（投票区の廃止又は変更の告示）

**公職選挙法施行令第9条の2** 市町村の選挙管理委員会は、法第17条第2項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

（財産区の議会の議員の選挙事務の管理）

**公職選挙法施行令第141条** 地方自治法第295条に規定する条例で定めるものを除くほか、この政令中町村の議会の議員の選挙に関する規定は、財産区の議会の議員の選挙に適用する。



( 参 考 )

## 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票区の設置

平成3年5月10日

早良区選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法第17条第2項及び第268条の規定により、福岡市脇山財産区の選挙の区域を分けて、次のように投票区を設ける。

| 投 票 区 | 区 域             |
|-------|-----------------|
| 脇 山   | 大字脇山、大字小笠木、大字椎原 |
| 板 屋   | 大字板屋            |

## 議案第13号

福岡市脇山財産区議会議員選挙における公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程の全部改正について

福岡市脇山財産区議会議員選挙における公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程の全部を改正し、告示する。

令和4年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 中 邨 勝

別紙1のとおり

---

(議案の根拠)

別紙2のとおり

## そ の 他

- ・福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の推薦について

別紙3のとおり

- ・今後の委員会開催予定について

| 開催回  | 会議の別 | 月 日      | 開始時刻  | 場 所           |
|------|------|----------|-------|---------------|
| 第6回  | 定例   | 6月1日（水）  | 午前10時 | 早良区役所<br>中会議室 |
| 第7回  | 臨時   | 6月6日（月）  | 午前10時 |               |
| 第8回  | 臨時   | 6月21日（火） | 午前10時 | 早良区役所<br>応接室  |
| 第9回  | 臨時   | 6月22日（水） | 午後6時  |               |
| 第10回 | 臨時   | 7月1日（金）  | 午前10時 |               |
| 第11回 | 臨時   | 7月7日（木）  | 午後6時  |               |
| 第12回 | 臨時   | 7月10日（日） | 午前10時 |               |

## 早良区選挙管理委員会規程第2号

福岡市脇山財産区議会議員選挙における公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程

福岡市脇山財産区議会議員選挙における公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程（昭和58年早良区選挙管理委員会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡市早良区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する福岡市脇山財産区議会議員の選挙の執行について、必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用ポスターの証紙の交付等）

第2条 福岡市脇山財産区議会議員の選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条第2項の規定により証紙の交付を受け、又は検印を受けようとする者は、証紙交付票（検印票）にポスターの見本1枚（記載内容が異なる場合は、それぞれ1枚）を添えて委員会に請求しなければならない。

2 前項に規定する証紙は第1号様式により、検印は第2号様式によるものとする。

3 証紙を交付し、又は検印を施したときは、第1項の証紙交付票（検印票）にポスターの枚数その他必要な事項を記入押印のうえ、請求人に返付する。ただし、証紙を交付し、又は検印を施したポスターの枚数が法定枚数に達したときは返付しないものとする。

（準用）

第3条 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号）第2章から第4章まで及び第23条の規定は、福岡市脇山財産区議会議員の選挙に準用する。この場合において、同規程第3条第1項中「福岡市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「福岡市早良区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」と読み替えるものとする。

（その他の措置）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年    月    日執行  
脇山財産区議会議員選挙



第    号  
福岡市早良区選挙管理委員会

- 備考    1    用紙は、特別の紙質を用いる。
- 2    模様及びその色は、その都度定める。
- 3    何年何月何日執行の表示は、第何回の表示をもって代え、又は省略することができる。

第 2 号様式（第 2 条関係）

検印

脇山財産区議会議員選挙

選挙運動用

福岡市早良区  
選挙管理委員会

福岡市脇山財産区議会議員選挙における公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する  
規程 新旧対照表

○福岡市脇山財産区議会議員選挙における公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程(令和4年早良区選挙管理委員会規程第2号)

| 改 正 前                                                                                                                                                                                                        | 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 備 考                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                              | (趣旨)<br>第1条 この規程は、福岡市早良区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する福岡市脇山財産区議会議員の選挙の執行について、必要な事項を定めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                     |
|                                                                                                                                                                                                              | (選挙運動用ポスターの証紙の交付等)<br>第2条 福岡市脇山財産区議会議員の選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条第2項の規定により証紙の交付を受け、又は検印を受けようとする者は、証紙交付票(検印票)にポスターの見本1枚(記載内容が異なる場合は、それぞれ1枚)を添えて委員会に請求しなければならない。<br>2 前項に規定する証紙は第1号様式により、検印は第2号様式によるものとする。<br>3 証紙を交付し、又は検印を施したときは、第1項の証紙交付票(検印票)にポスターの枚数その他必要な事項を記入押印のうえ、請求人に返付する。ただし、証紙を交付し、又は検印を施したポスターの枚数が法定枚数に達したときは返付しないものとする。 | 選挙運動用ポスターに関する規定を追加。                                 |
| 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号）第2章から第3章まで及び第23条の規定は、福岡市脇山財産区の議会の議員の選挙に準用する。<br>この場合において、同規程第3条第1項中「福岡市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「福岡市早良区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」と読み替えるものとする。 | (準用)<br>第3条 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号）第2章から第4章まで及び第23条の規定は、福岡市脇山財産区議会議員の選挙に準用する。この場合において、同規程第3条第1項中「福岡市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「福岡市早良区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」と読み替えるものとする。                                                                                                                     | 第4章を準用することにより、選挙運動用ビラに関する規定を脇山財産区議会議員選挙においても適用するもの。 |

| 改 正 前                    | 改 正 後                                       | 備 考                         |
|--------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------|
|                          | (その他の措置)<br>第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 | 証紙交付票(検印票)の様式を別途定めることなどを想定。 |
| 附 則<br>この規程は、公布の日から施行する。 | 附 則<br>この規程は、公布の日から施行する。                    |                             |
|                          | 第1号様式(第2条関係) 略                              |                             |
|                          | 第2号様式(第2条関係) 略                              |                             |



総行選第 37 号  
令和2年6月12日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第 201 回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和2年法律第 45 号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われました。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第 1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の



対象とするものとされたこと。（新法第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項関係）

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ビラの作成
- 3 選挙運動用ポスターの作成

## 第 2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を 1,600 枚とするものとされたこと。また、ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様とするものとされたこと。（新法第 142 条第 1 項第 7 号等関係）

## 第 3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

- 1 町村議会議員選挙について供託金制度を導入するものとし、その額を 15 万円とするものとされたこと。（新法第 92 条第 1 項関係）
- 2 供託物没収点は、市議会議員選挙と同様とするものとされたこと。（新法第 93 条第 1 項関係）

## 第 4 施行期日等

- 1 公布の日から起算して 6 月を経過した日（令和 2 年 12 月 12 日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第 1 項関係）
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第 2 項関係）

## 公職選挙法の一部を改正する法律概要

### 第一 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすること。

① 選挙運動用自動車の使用

② 選挙運動用ビラの作成

※ 公営の前提としてのビラ頒布解禁については、「第二」参照

③ 選挙運動用ポスターの作成

### 第二 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁すること。

ビラの頒布の上限枚数は1,600枚（通常葉書の2倍）とし、ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

### 第三 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とすること。

供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

### 第四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整備すること。

町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

地方選挙の選挙公営（選挙運動用自動車、ポスター、ビラ関連）と供託金

| 区分         | 公営の有無        |               |                           | 供託金額                    | 備考                                                           |
|------------|--------------|---------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------|
|            | 選挙運動用<br>自動車 | 選挙運動用<br>ポスター | 選挙運動用<br>ビラ               |                         |                                                              |
| 都道府県知事選挙   | ○            | ○             | ○                         | 300万円                   |                                                              |
| 都道府県議会議員選挙 | ○            | ○             | ○                         | 60万円                    |                                                              |
| 市長選挙       | ○            | ○             | ○                         | 100万円(※1)               | ※1 政令指定都市の市長選挙については240万円                                     |
| 市議会議員選挙    | ○            | ○             | ○                         | 30万円(※2)                | ※2 政令指定都市の議会議員選挙については50万円                                    |
| 町村長選挙      | ×<br>↓<br>○  | ×<br>↓<br>○   | ×<br>↓<br>○               | 50万円                    | ＜全国町村会＞<br>自動車、ポスター、ビラへの公営拡大を要望                              |
| 町村議会議員選挙   | ×<br>↓<br>○  | ×<br>↓<br>○   | 頒布不可<br>↓<br>頒布解禁<br>公営対象 | —<br>↓<br>供託金導入<br>15万円 | ＜全国町村議会議長会＞<br>・ビラの頒布解禁<br>・自動車、ポスター、ビラの公営<br>・供託金の導入<br>を要望 |

※該当条項抜粋

○公職選挙法

(昭和二十五年四月十五日)

(法律第百号)

(供託)

第92条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）を供託しなければならない。

- 一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 三百万円
- 二 参議院（選挙区選出）議員の選挙 三百万円
- 三 都道府県の議会の議員の選挙 六十万円
- 四 都道府県知事の選挙 三百万円
- 五 指定都市の議会の議員の選挙 五十万円
- 六 指定都市の長の選挙 二百四十万円
- 七 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 三十万円
- 八 指定都市以外の市の長の選挙 百万円
- 九 町村の議会の議員の選挙 十五万円
- 十 町村長の選挙 五十万円

（公職の候補者に係る供託物の没収）

第93条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達

しないときは、前条第一項の供託物は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては国庫に、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあつては当該地方公共団体に帰属する。

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第141条第8項 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

（文書図画の頒布）

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚

7 第一項及び第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

8 第一項のビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートル

を、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。

（文書図画の掲示）

第143条第15項 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

早選第 000005 号  
令和 4 年 4 月 26 日

福岡市早良区選挙管理委員会  
委員長 中邨 勝 様

福岡市早良区選挙管理委員会  
事務局長 進藤 一都

福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の推薦について（依頼）

春陽の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の任期が、本年 5 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、引き続き当協議会の運営にご協力いただきたく、貴委員会より委員に就任いただける方 2 名のご推薦を賜りたくお願い申し上げます。

ご了承いただける場合は、甚だ勝手ではございますが、5 月 27 日（金）までに同封の推薦書・就任承諾書をご提出いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（ お問い合わせ ）

福岡市早良区選挙管理委員会事務局

担 当：宮崎、舩木

所在地：福岡市早良区百道 2 丁目 1 番 1 号

電 話：8 3 3－4 3 9 9

委 員 推 薦 書

福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員に次の方を推薦します。

推薦者職・氏名 早良区選挙管理委員会  
委員長 中邨 勝 印

|     |               |
|-----|---------------|
| 役職等 | 早良区選挙管理委員会 委員 |
| 氏名  |               |

就 任 承 諾 書

福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員に就任することに承諾します。

令和4年 月 日

|      |   |
|------|---|
| 住 所  | 〒 |
| 氏 名  |   |
| 電話番号 |   |

(あて先)  
福岡市早良区選挙管理委員会事務局  
事務局長 進藤 一都



## 福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の職務等について

### 1 目 的（規約第1条）

協議会は、選挙が選挙人の自由に表明する意志によって明るく行われるように、常にあらゆる機会を通じて福岡市早良区民の政治意識の向上に努め、もって民主政治の健全な発達を図ることを目的とする。

### 2 事 業（規約第2条）

- （1）話し合い学級に関すること。
- （2）講習会、研修会の開催に関すること。
- （3）選挙資料を作成し、配布すること。
- （4）選挙時における啓発事業の計画及び推進に関すること。
- （5）その他目的達成上必要な事項。

### 3 委員の職務

2であげた各々事業の運営に携わること。

具体的には、

- （1）協議会の意志決定機関である会議への出席。
- （2）講習会・研修会への参加。
- （3）啓発運動（街頭活動等）への参加。

### 4 委員の任期（規約第7条）

任期は2年間とし、後任が選任されるまで在任する。ただし、再任を妨げず。6月1日からを始期とする。

### 5 報酬等

無報酬。

（ただし、講習会・研修会等への参加に係る費用は弁償する。）

### 6 令和4年度の主な活動予定

総会開催予定。

令和3年7月20日時点

早良区明るい選挙推進協議会 構成組織

(任期:R2. 6. 1 ～ R4. 5. 31)

| 氏 名                                | 所 属             |
|------------------------------------|-----------------|
| <small>キムラ トシヒコ</small><br>木村 俊彦   | 早良区自治協議会会長会     |
| <small>イチボウジ ユウコ</small><br>一坊寺 優子 | 早良区男女共同参画をすすめる会 |
| <small>ナカジマ ヨシモト</small><br>中嶋 祥元  | 早良区老人クラブ連合会     |
| <small>オオツ ナシ</small><br>大津 千年     | 民生委員・児童委員協議会    |
| <small>ナガオカ コ</small><br>長岡 とも子    | 早良区公民館館長会       |
| <small>コヤマ ミエ</small><br>小山 美恵     | 早良区公民館主事会       |
| <small>ナカムラ マサユキ</small><br>中村 政幸  | 早良区選挙管理委員会      |
| <small>オガタ ヒロユキ</small><br>尾形 洋之   | 早良区選挙管理委員会      |

※上記名簿は規約の組織の順番のとおり (敬称略)  
※学識経験者については、平成28年6月1日～欠員